

早川町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 早川町

事 業 名 : 観光施設事業(その他の観光施設)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

※複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	令 和 元 年 度
事 業 の 種 類	温 泉	施 設 名	七 面 山 角 瀬 温 泉
職 員 数	1(兼任) 人		
事 業 の 内 容	住民の健康増進、観光の振興を図るため、温泉を規定の区域の個人、または旅館等に分湯する。		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2) 料金形態

料金の概要・考え方	■加入負担金:50,000円 ■温泉使用料(月額):自己浴槽500L未満~5,000円、自己浴槽500L以上~10,000円、旅館営業~20,000円 早川町七面山角瀬温泉分湯条例第8条及び第12条による	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成30年4月1日	

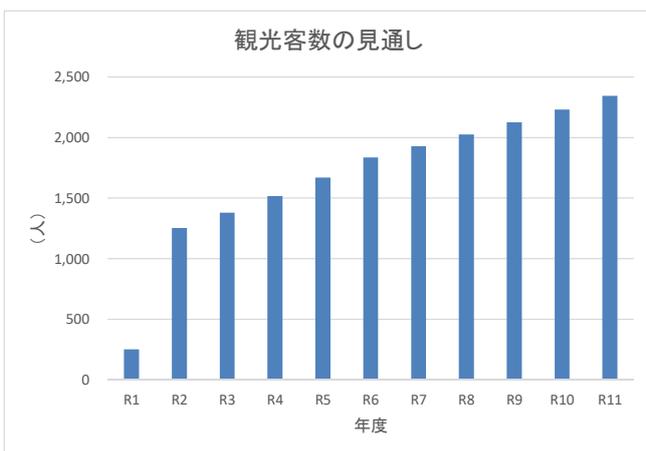
(3) 現在の経営状況

年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	R1	129人	H30	0人	H29	0人
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R1	80%	H30	0%	H29	506%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R1	80%	H30	0%	H29	0%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R1	0%	H30	0%	H29	506%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	R1	52%	H30	56%	H29	48%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R1	0%	H30	0%	H29	0%
【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】 令和元年12月より供用開始したため一年を通じての運用がされておらず、上記の数値から経営状況を分析は困難である。 令和2年度において、経常収支比率や経費回収率はいずれも100%を下回ることが予想されるため、まずは加入者を増やし使用料の増額を図る必要がある。						

2. 将来の事業環境

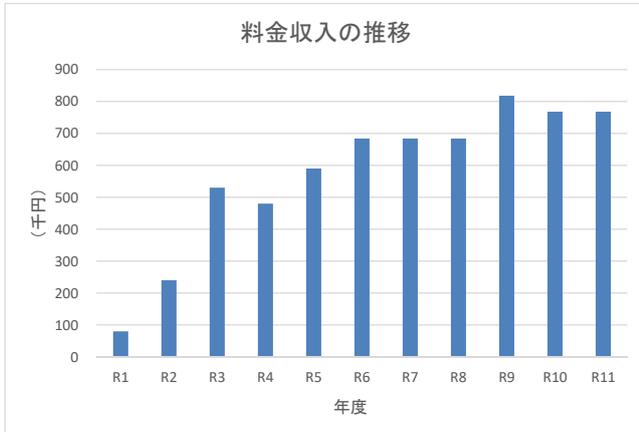
(1) 宿泊客数(観光客数)の見通し

この事業の実施箇所は、信仰の山である七面山の登山口にあたり、1年を通じて一定の信者や登山者の来訪が見込める。また、現在建設中の高速道路が令和3年夏頃に全線開通される見込みであり、他県からのアクセスが向上するため、観光客の増加を見込んでいる。
 (下記グラフの数値は、七面山角瀬温泉に加入している旅館業者における、温泉利用者数を観光客数とみなした数値である。)



(2) 料金収入の見通し

供用開始時以降1件の旅館の加入となっているが、他の旅館や個人宅へ加入も期待できることから徐々に加入者が増える見通しとしている。
また、使用料の見直しを、5年後を目途に実施したい。



(3) 施設の見通し

揚湯ポンプ、ガスセパレーター、貯湯タンク等の設備を平成27年に整備した。令和5年には揚湯ポンプの取り替え、令和8年には揚湯管の取り替えを見込んでいる。

(4) 組織の見通し

職員1名(兼任)が事務をしている。当該職員の給与費は、すべて一般会計から支払われており、この事業での人件費は生じていない。

3. 経営の基本方針

早川町長期総合計画および早川町観光ビジョンにおいて、温泉などの地域資源を活用し観光を推進するとしている。町内各地にある温泉の中でも、町の玄関口に位置する角瀬地区の温泉事業は、早川町が「温泉のまち」であることを印象づける上で重要な役割を持っている。

七面山角瀬温泉は、令和元年12月に供用開始されたばかりであり、まずは事業の安定経営を目指す必要がある。現時点で一般会計からの繰入金に依存しているため、経営の合理化・効率化を図る必要がある。

5年後を目途に経営状況等を検証し、料金改定、あるいは民間活用(指定管理制度導入や民間譲渡など)も視野に入れた検討をする機会が必要と考える。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	定期的な設備の入れ替えにより長寿命化を図る。
-----	------------------------

令和5年度を目途に温泉をくみ上げるためのポンプを入れ替える。(900万円を見込む)
令和8年度を目途に揚湯管を入れ替える。(500万円を見込む)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	主な財源は料金収入であるが、その不足額は一般会計からの繰入金を充てることとなる。加入者を増やすことで料金収入の増額に努め、一般会計からの繰入金の削減を図る。
-----	--

分湯の新規加入者の促進、5年後を目途に使用料の料金見直しを検討する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、委託料(貯湯槽清掃及び原水検査等の業務)と揚湯に伴う電気料等であり、設備の機能を維持するための必要最小限の経費である。今後も同程度の費用がかかる見込みである。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	令和6年を目途に経営状況を検証し、民間活用(指定管理制度導入や民間譲渡等)について検討する。
投資の適正化	老朽化に伴う設備の更新等は計画的に行い、投資の平準化を図る。
その他の取組	特筆すべき事項なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	令和6年を目途に経営状況を検証し、必要に応じて料金改定を行う。
稼働率・利用者数	利用者数において、前年度比10%増を目指し利用促進を図る。
企業債	現在借り入れをしている企業債はない。今後も借り入れ予定はない。
繰入金	特別会計での不足分は、一般会計からの繰り入れにより対応する。
資産の有効活用等による収入増加の取組	特筆すべき事項なし。
その他の取組	特筆すべき事項なし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	特筆すべき事項なし。
管理運営費	特筆すべき事項なし。
職員給与費	職員は兼務で事務を行っており、当該職員の給与は、現在も今後も他会計から支払われる見込みである。
その他の取組	特筆すべき事項なし。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	町内各地に温泉が点在しており、その中でも町の玄関口に位置する角瀬地区の温泉事業は、早川町が「温泉のまち」であることを印象づける上で重要な役割を持っている。また、この地区は、信仰の山である七面山の登山口にも位置していることから、温泉事業を行うことによって、登山者や観光客にとってこの地区の魅力を増す要因となり、観光の推進を図ることが期待できる。地域住民の健康増進特に加え、本町並びにこの地区の地域振興を図る上で必要な事業である。
公営企業として実施する必要性	過疎と高齢化が進行する本町において、住民福祉の向上と観光の活性化は急務である。当面の間は、安定的にこの事業を継続して行う必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	この経営戦略は10年間の計画であるが、投資・財政計画については、毎年度の決算期には進捗状況の確認作業を行う。 経営計画策定5年後に中間検証を実施する。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 13,237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	13,350	113										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	113	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	113											
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0											
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	0	130	240	530	480	590	684	684	684	818	732	768
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	0	50	760	970	1,020	910	816	816	816	682	768	732
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	0	50	760	970	1,020	910	816	816	816	682	768	732
資 本 的 収 支 分						9,000			5,000			
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金						9,000			5,000			
合 計	0	50	760	970	1,020	9,910	816	816	5,816	682	768	732